

敦賀市立看護大学附属図書館規程

平成26年4月1日  
敦賀市立看護大学規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第6号）第14条第4項）及び敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号）第4条第2項に基づき、附属図書館の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 附属図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (2) 資料の閲覧、貸出し及び提供に関すること。
- (3) 資料の学内外の相互利用に関すること。
- (4) 読書の指導及び図書に関する知識の普及に関すること。
- (5) その他資料の充実及び学術情報の提供に関すること。

2 前項の業務は、附属図書館が敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生の教育研究のために設置されるものであるとともに、本学が学術的情報の公開を公的使命として負っていることを自覚して、怯まず、偏らず、阿ることなく遂行されなければならない。

(位置)

第3条 附属図書館を、福井県敦賀市木崎70号亀田2番1所在の本学校舎内に置く。

(図書館長)

第4条 附属図書館の館長（以下「館長」という。）は、本学の専任教員から理事長（学長）が任命する。

(重要な方針等の策定)

第5条 資料の収集方針等の附属図書館の管理及び運営に関して特に重要な事項は、学長が定める。

(利用に関する準則の策定)

第6条 附属図書館の利用については、館長が細則で定める。

- 2 前項の細則は、本学の教職員、学生（研究生、科目等履修生及び聴講生を含む。）その他の利用者が附属図書館の所蔵する図書その他の資料又は情報に接することを最大限に保障し、館内における読書及び勉学のための良好な環境を提供し、すべての利用者に公平かつ公正なサービスを提供するものでなければならない。

（運営会議）

第7条 附属図書館に、附属図書館運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、図書の選定その他の附属図書館の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 館長
  - (2) 看護に関する科目を担当する本学の教員 1人
  - (3) 教養科目を担当する本学の教員 1人
  - (4) 教務学生課長
  - (5) 附属図書館職員 1人
- 4 前項第2号及び第3号に掲げる構成員は館長の推薦に基づき、同項第5号に掲げる構成員は館長の指名に基づき、学長が任命する。
- 5 前項の規定により任命される構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 運営会議は館長が招集し、その議長となる。
- 7 議長は、構成員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の管理及び運営に必要な事項は、館長が別に定める。

- 2 前項の規定は、附属図書館の施設又は図書その他の資料を資産として管理することについて、別に定めることを排除するものではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。  
（敦賀市立看護専門学校の学生及び教職員の利用に関する措置）
- 2 第2条第2項及び第6条第2項の規定にかかわらず、敦賀市立看護専門学校の教職員及び学生は、当面の間、本学の教職員及び学生に準ずる立場で附属図書館、その所蔵資料、その提供するサービスを利用できるものとし、その利用については第6条第1項に定める細則とは別に、館長が細則で定める。